



気になるアレコレ簡単解説
身近な法律のススメ

事業承継と株式

創業者の急死と株式

発行済み株式の100パーセントを保有している創業者が死亡したとき、その株式すべてが相続人の共有となり、共有持分の過半数で100パーセントの議決権を行使できるようになるという内容を2020年にこの欄にお書きしました。

2021年のこの欄に対策の一例(株主ごとの異なる取扱い(属人的定め))をご案内しましたが、引き続き、対策の一例をお書きします。



対策の一例:種類株式の利用

(問題点)

2021年のこの欄には、「創業者には後継者Cと非後継者Dの2名の子があり、創業者Aが後継者Cに大半の株式を取得させる(遺留分の問題が発生する可能性はあるがその点は措く。)」とお書きしました。創業者から後継者への株式譲渡を生前贈与等の形で行ったときは、後継者以外の相続人から遺留分侵害額請求の主張が行われる可能性があり、場合によっては後継者が取得した株式を売却せざるを得ない事態にもつながりかねません。

CにもDにも株式を取得させることで遺留分の問題が生じないようにすることはできますが、非後継者が議決権を持つと、承継が円滑に進むのかという問題が生じます。

(種類株式)

そうすると、後継者も非後継者も株式を取得するが、後継者は議決権を行使でき、一方非後継者は議決権を行使できないようにすればよいです。そのようなことが可能なのかというと、可能です。

普通株式のほか、「議決権を有さない株式」「配当を高めに受けることができる株式」「受ける配当が低めになる株式」などという種類株式を発行することが可能です。

・議決権制限種類株式

後継者には普通株式を承継させ、他の相続人には無議決権株式を承継させることが考えられます。これが実現すれば、議決権を後継者に集中させることができる一方で、遺留分に関する紛争が発生するリスクを軽減させることができ、ひいては経営の安定化につながります。

・配当優先種類株式

後継者以外の相続人に議決権制限種類株式を取得させると、その相続人が不満に思うかもしれません。この点のバランスをとるために、議決権が制限される種類株式に配当優先条項を加える等の工夫をすることが提案されています(中小企業庁「事業承継ガイドライン」)。

(文責 佐藤寿康)



企業法務サイトのご紹介

企業法務サイトはその名の通り、企業様の法務に関する専門のサイトです。

契約書の確認、従業員の問題、債権回収、株主同士の争い…等、多岐にわたる企業内の相談事例を紹介しています。少しでも気になることがあった際は、一度企業法務サイトをご覧いただけたらと思います。顧問弁護士をお探しの際も、ぜひこのサイトを見てご検討ください。

当事務所では様々な業種のご相談に適切に対応できるよう業種別に専属チームを設け幅広く取り組んでいるため、企業様の問題解決にあたり各業種の実情に応じたアドバイスを行うことが可能です。

ご不明な点がございましたらぜひお問合せください。



企業法務サイト アクセスランキングベスト3

企業法務サイト内のよくアクセスされているページをランキング形式でご紹介いたします。(3月分)

第1位 ブログ「控訴と付帯控訴について」

URL▶ <https://www.yotsubasougou.jp/2021/09/28/appeal/>

第2位 損保代理店様が知って得する法律ニュース vol22

「自分の物を取り返しても窃盗罪が成立するか？」

URL▶ https://www.yotsubasougou.jp/column/sonpo/nonlife_insurance_agent_22/

第3位 解雇の裁判で負けた場合、会社はどうなりますか

URL▶ https://www.yotsubasougou.jp/works/problem/personnel_management/qa/lose/



メールマガジンのご案内

よつば総合法律事務所では法律にまつわるメールマガジンを配信しています。この度、メールマガジンお申込みページを新たに設置いたしました。

メールマガジンは「よつばメルマガ」・「企業法務メルマガ」・「不動産メルマガ」の3種類となっております。各メールマガジンによって内容は異なります。

いずれも購読料は無料となり、複数同時申し込みが可能です。ぜひお申込みください。

1

よつばメルマガ

最新の法改正や今後の法改正の方向性等の時事ネタ・セミナー情報・特別無料相談会情報・事務所内での出来事など幅広い内容をお届けするメールマガジンです。

2

企業法務メルマガ

企業様向けのメールマガジンです。労務トラブル・契約書作成・債権回収等、会社運営に役立つ法律に特化したメールをお届けいたします。

3

不動産メルマガ

不動産会社様向けの法律に関する記事を掲載したメールマガジンです。法改正や普段の業務に役立つこと、見落としがちな法律のことまで幅広い内容となっております。

よつば総合法律事務所
メールマガジン購読お申込み

ご登録いただいたメールアドレスは、本メールマガジンの配信にのみ使用させていただきます。ご登録いただいたメールアドレスは、本メールマガジンの配信にのみ使用させていただきます。ご登録いただいたメールアドレスは、本メールマガジンの配信にのみ使用させていただきます。

購読料も無料です。ぜひお申込みください！

メールマガジン 購読料 0円

メールマガジン 購読料 0円

メールマガジン 購読料 0円

メールマガジン 購読料 0円

お申込みはコチラ



上記 QR コードからお申込みが出来ます。
お申込みお待ちしております。



弁護士 辻 佐和子のご紹介

4月に柏事務所に入所しました辻をご紹介します！

- 1 血液型は？ B型と言われがちなA型です
- 2 趣味は？ お笑い鑑賞、ラジオ視聴
- 3 出身地は？ 熊本県八代市
- 4 長所は？ 真面目
- 5 短所は？ 考え込む
- 6 最近ハマっているものは？ 子3人を寝かしつけながらのマインスーパー
- 7 まず家に帰ってすることは？ 「はい手を洗ってー！」と指示を出す。
- 8 何フェチ？ 赤ちゃんのほっぺた
- 9 ちょっと自慢できることは？ どんなに小さいレゴを踏んでももはや痛いと思いません。
- 10 座右の銘は？ 「迷わず行けよ、行けばわかるさ」
- 11 ○○なタイプです。 笑い上戸
- 12 好きな食べ物は？ 丼もの全般、ささみチーズカツ、いきなり団子(熊本名物です)
- 13 苦手な食べ物は？ レーズン
- 14 好きなお酒は？ 梅酒ソーダ割
- 15 出身地の魅力は？ 阿蘇山は一見の価値ありです！
- 16 好きなスポーツは？ 剣道(一応二段です)
- 17 好きな男性タレントは？ 阿部寛
- 18 好きな女性タレントは？ 足立梨花
- 19 好きなアーティストは？ 米津玄師、あいみょん、vaundy
- 20 好きな芸人は？ マチカルラブリー、バスケットブラザーズ、オードリー、R藤本
- 21 好きな漫画は？ 魔法陣グルグル、忍ペンまん丸、呪術廻戦
- 22 好きな映画は？ 最近「すみっコぐらし 青い月夜のまほうのコ」を観てちょっと泣きました。
- 23 好きなテレビ番組は？ 座王、テレビ千鳥、アメトーク！



— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



5 「赤毛のアン」 ルーシー・モード・モンゴメリ 著

今回の「人生を元気で豊かにするお勧めの書籍」は、弁護士大友竜亮から紹介させていただきます。

1 この本は、好奇心旺盛で想像力豊かな赤毛の少女アン・シャーリーが、カナダのプリンスエドワード島で生涯の友と出会い、事件を次々と起こしていく中で、素敵な女性に成長していく様が描かれた小説です。

2 主人公のアンは、生まれてすぐに両親を亡くし、その後、知り合いの家を転々とたらい回しにされ、孤児院にいたところを、グリーンゲイブルズに住む老兄妹マリラとマシューに引き取られ、グリーンゲイブルズで生活することになります。

想像力豊かなアンの中には、愉快的な事件が次々と巻き起こります。厳しくもあり、温かくもあるアンと周囲の人々も登場し、物語を織りなしていきます。アンは、持ち前の明るさと想像力で、どんなときでも素直に前を向いて生きていきます。読んでいる人に、希望と前向きに生きる力を与えてくれます。以下、物語に出てくるアンをいくつか紹介します。

「この世の中にこんなに好きなものがたくさんあるって、すてきじゃない？」

「楽しみ半分は、それを待っていることにあるのよ。…なにも期待しないより、期待して失望したほうが、はるかにましよ」

「朝はどんな朝でもよかないこと？その日にどんなことが起こるかわからないんですものね。想像の余地があるからいいわ」

「わたしたちだってお金持ちよ…わたしは自分以外の人にはなりたくないわ…模造パールのネックレスをした、グリーンゲイブルズのアンで十分。マシューはこのネックレスを、あのマダム・ピンクの宝石に負けないくらいの愛情をこめて、わたしに贈ってくれたんですもの」

3 「赤毛のアン」を、児童文学として認識している方も多いかと思いますが、大人になってから読んでも楽しむことが出来る作品です。アンと素直さに感銘を受け、周囲の人々の温かさに感動し、プリンスエドワード島の美しい自然描写に魅せられます。「赤毛のアン」を読んで、アンが育ったカナダのプリンスエドワード島に、一度行ってみたいと思っています。

(文責：大友竜亮)



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第58回 子供が成人したら一緒に飲みたいワイン～



子供が成人したら一緒にお酒を飲んでみたいという気持ちは父親には皆あるのではないかと思います。子供はまだ未成年ですが、成人した後に一緒に飲んでみたいワインのご紹介です。

■ツェラー・シュヴァルツェ・カッツ

猫のラベルで有名な、ドイツの少し甘めの白ワインです。私自身が20才になって初めて自分で買ったワインだったと思います。当時渋谷の近くに住んでいて、渋谷センター街の近くにあった河内屋で買ったような記憶です。味が飲みやすいですし、値段もリーズナブルです。

■マールボロ

ニュージーランドのソーヴィニヨンブランの白ワインです。少し高級ですが、ぶどうの味がフレッシュで飲みやすいです。私の実家で私の父母もたびたび飲んでいるワインですので、親子三世代で楽しめるとうれしいです。

■新酒の白ワイン

有名な赤ワインの「ボジョレー」というのがありますが、似たような白ワインがあります。フランスのマコンなどが有名ですが、とてもフルーティーな白ワインです。「ボジョレーはちょっと苦手」という方にも、白ワインの新酒はお勧めです。

■子供が生まれた年の赤ワイン

子供が生まれた年のワインで乾杯というのもいいかもしれませんが、子供はあまり感動しないかもしれませんが、親たちだけ感動してしまいそうです。

ちなみに、成人年齢は2022年4月より18歳になりましたが、お酒は20歳からというルールには変更はありませんのでご注意ください。



(文責 大澤一郎)



弁護士 佐藤 寿康

大隅半島の魅力お伝えいたします

本日は、私、佐藤がお勧めの
旅行先である鹿児島県の魅力
をお伝えします！

鹿児島県に3年住んだことがあるとはいえ大隅半島に出向く機会は裁判所に出頭するときくらいでそれ以外はあまりありませんでした。鹿児島県から転居した後である2015年に大隅半島の先端である本土最南端の佐多岬まで初めて縦断しました。当時訪れたところを抜粋して紹介してみます。

・内之浦宇宙観測所

種子島が有名ですが大隅半島でもロケットや衛星の打上げが行われます。展示の見学もできます。



・雄川の滝

「おがわのたき」と読みます。神秘的な造形の崖、広範囲に落ちる水、エメラルドグリーンの滝つぼなど本当に絶景で、このとき以前にも複数回行ったことがありますがそれでもここは絶対にはずせません。ネットで検索すれば多くの写真をみつけることができますが実際に見るのとは全然違います。これだけでも大隅半島に行く価値はあります。2017年に柵が設けられ滝つぼに近づくことはできなくなったようです。



・海鮮丼

佐多岬の漁港近くにある食事処 時海(ときみ)ではランチタイム限定で「時海丼」をいただくことができます。とんでもないことになっており思わず写真撮影しました。当時は1200円でしたが今は価格改定されているかもしれません。



大隅半島は交通も便利とはいえ行く機会を見つけるのは容易ではありませんが、レンタカーを乗せて薩摩半島からフェリーで移動することもできますので鹿児島県に出向く機会がありましたら大隅半島に立ち寄ることもよろしかったら検討してみてください。

(文責 佐藤寿康)



とある事務局的

ゴールデンウィークの思い出



こんにちは！柏事務所の事務局です！

3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィークでしたが、皆様どうお過ごしでしたでしょうか？私は5月7日に国立競技場で開催された「日本陸上競技選手権大会・10000m」を見に行ってきました！

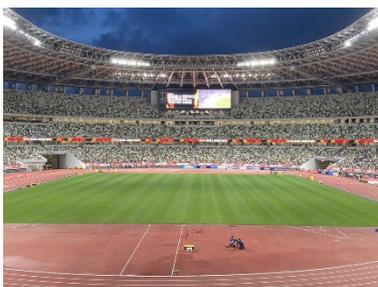
新しくなって初めての国立競技場でしたが、見た瞬間から圧巻でした。夕方のライトアップと木の雰囲気マッチしていてとても綺麗で建物を見るだけでテンションが上がってしまいました。木造は迫力があるのに、どこかあたたかみがあっていいですね。



さて、今回の大会は、今年の7月にアメリカ・オレゴン州で開催される世界陸上の内定がかかっている大会で有名選手が多数出場していました。日本トップレベルの走りを生で見られるのがとても楽しみでした。

この日のレースは最初に男子1組目、その後女子、最後に男子2組目の3レース。どのレースもスタートの号砲前に「シン…」と静まり返るあの瞬間がとても緊張感があり感動的でもありました。当たり前のご感想になってしまいますが、選手たちは本当に速かったです。私だったら50mももたないと馬鹿なことを考えつつ、真剣に応援していました。どの選手も素晴らしかったのですが、やはり女子・廣中選手と男子2組・相澤選手のラストスパートには応援にも熱が入りました！とはいえ、実は男子2組には最良にしている選手がいたので、その選手を目で追いかけてしまい相澤選手のゴールは見逃してしまいました。。

今大会は席にも余裕があり、ブロック内を自由に移動することができたので前から3列目で観戦することができ、とても貴重な体験でした。どの競技にも言えますが、生で観戦する迫力・臨場感は特別ですね。国立競技場自体も綺麗でまた来たいと思ったので、また機会があったらスポーツ観戦やライブ等で訪れたいと思います。



【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746 (フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋脊番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。